

○日置市社会福祉法人指導監査関係情報公表要領

平成25年3月29日

市長決裁

改正 平成29年5月1日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定に基づき市が実施する検査、調査等（以下「指導監査」という。）の関係情報の公表（以下「公表」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表を行う事項及び時期)

第2条 公表は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める時期に行うものとする。

- (1) 指導監査に係る関係例規等 制定改廃の都度
- (2) 指導監査実施計画の概要 指導監査を実施する年度の7月末日まで
- (3) 指導監査の実施結果の概要 指導監査を実施した年度の翌年度の7月末日まで
- (4) 社会福祉法人名簿 当該年度の前年度の3月31日現在の状況を当該年度の8月末日まで

(公表の方法)

第3条 公表は、市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(情報の保護)

第4条 公表は、日置市情報公開条例（平成17年日置市条例第15号）、日置市個人情報保護条例（平成17年日置市条例第16号）その他法令、例規等の定めるところにより、適正に行わなければならない。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月1日市長決裁）

この要領は、平成29年5月1日から施行する。